

平成30年度 教育旅行推進強化事業 学校に対する事前・事後学習支援
「アドバイザー派遣等支援」におけるアドバイザー謝礼金等の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年度 教育旅行推進強化事業 学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザー派遣等支援」におけるアドバイザーへの謝礼金等の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象の範囲)

第2条 平成30年度 教育旅行推進強化事業 学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザー派遣等支援」におけるアドバイザー派遣要綱に基づく派遣とする。

(謝礼金)

第3条 次の額を謝礼金とし、個人・団体に対し支払うものとする。

(1) 個人（1人当たり） . . . 1回につき、14,000円

(2) 3名以上の団体（1団体当たり） . . . 1回につき、35,000円

2 謝礼金の支払方法は、謝礼金額から、所得税源泉徴収税額を差し引いた金額を第2条に定める派遣実施後に支払うものとする。

3 事前打合せなどの時間は、謝礼金の対象外とする。

4 自宅を出発後、天災や災害またやむをえない休校などの不可抗力により、実施ができなかった場合は、謝礼金支払の対象とする。

(旅費支出基準)

第4条 アドバイザーは、派遣に係る旅費について支給を受けることができる。

2 原則として、旅程作成及び発券手続き、また、派遣に係る旅費の精算はOCVBが指定する旅行会社（以下、委任旅行社とする。）により行うものとする。

3 2により発券手配のできない路線等については、以下の項目に基づき、アドバイザーの自己負担の上、後日、その証憑書類及び請求書を以てOCVBから振り込むものとする。

(1) 鉄道運賃 特急利用の場合は、指定席料金も含む。ただし、グリーン席は原則対象外とする。

(2) 車賃 バス、モノレール等の公共交通機関利用に際しては、実費相当額を支給する。原則タクシーの利用は認めないが、やむを得ず利用する必要がある場合は認める。ただし、後日、タクシー利用理由書（様式第9号）及び領収書を提出することとする。

(3) 駐車場料金 行程により公共交通機関の利用ができない場合においては、那覇空港国内線旅客ターミナル駐車場の利用を認めるものとし、後日、領収書を提出することとする。ただし、公共交通機関の利用が可能な時間帯の航空便利用における駐車場利用については、公共交通機関の料金を上限とする。

4 同伴者、アシスタント等にかかる旅費は、一切認めない。

(源泉徴収税)

第5条 源泉徴収は謝礼金支払時に行い、預かり源泉徴収税額については、OCVBにて後日納税するものとする。

2 源泉徴収票については、OCVBより後日アドバイザーへ郵送する。

(謝礼金等の取消)

第6条 申請者又はアドバイザーはその責めに帰すべき事由により、派遣業務の実施に関し、相手方あるいは第三者に損害を与えたとき、または要綱の規定に反する行為が認められた場合は、OCVBと協議のもと支払いを取り消すものとする。

(その他)

第7条 この要綱の規定により難い特殊な場合は、OCVBが沖縄県と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成 30年 4月 11日から施行する。